

我が國古代の道德と儒教 (三)

高橋俊乘

第四章 古代の父母と子との關係

本章の趣旨の大部は曾て歴史と地理第十三卷の第二號と第三號に掲げたのであるが、本篇から本章を省くと、眼精を失ふやうになるので、歴史と地理及び本誌の編者並びに讀者諸氏にすまないが、出来るだけ増補訂正し、例證は成るべく改めて本誌に載せてもらつた。

我が國民道德上、古來孝は大切な徳として考へられ、また國民は他の諸徳に比して忠と共に孝をよく實行したと云はれてゐる。忠をよく實行したことは疑問はないけれども孝については、幾分の疑を挿しはさむ餘地が有りはしないかと思はれる。と言ふのは今日普通に考へられてゐる孝は儒教の影響をうけて發達した孝である。儒教傳來以前に於て子が親に盡した道德は儒教的の孝と餘程趣を異にしてゐるやうである。後世の孝は奈良時代以後次第に發達したものである。

奈良時代になるまでは、子は母だけをオヤと言つて父をオヤとは殆ど言はなかつた。尤も古代に於てオヤには二つの意味があつて(一)に先祖すべてを指し(二)かつ母をも同じ語で表した。それは猶、或はコドモとは(一)直接の生みの子供を指すと共に(二)子孫全體を指すのと同様である。大伴家持が(萬葉集卷十八)

大伴の 遠つ神祖かみおやの 其の名をば 大來目主くめぬしと 負ひ持ちて 仕へし官つと 海
 行かば 水漬ぐ屍 山行かば 草むす屍 大君の 邊にこそ死なめ 省みは
 せじと 言立ことたてて 丈夫ますちをの 清きその名を 古よ 今の現に 流さへる 於夜
 の子等もぞ 大伴と 佐伯の氏は 人の祖の 立つる言立 人の子は 祖の
 名絶たず(下略)

と歌つた長歌の中の「祖」於夜」と「子は、明かに祖先と子孫とを意味してゐる。

かつオヤと云ふ文字には於夜(萬葉)など萬葉假名で示してあるものを除くと、古い文獻では必ず、母にも祖先にも、祖の文字をつかつた。古い文獻には親の字を使はなかつた。親の字を使つたのは奈良時代の中頃より始るのである。これは恐らく漢字の親(父母の意の)と、我が古語のオヤと意義が非常に違つてゐるので、親には普通は遠祖を含まないし、オヤにない父を含んでゐるから古語のオヤを表すのに親では無理

であつたから、それよりもオヤの第一義、祖先の意は祖の字であてはまるから、第二義(母の意)は該當しないけれども、祖とオヤの喰違ひの方が、親とオヤとの差よりは差が少いから、祖の字を用ひたものと思はれる。

それに對してチ、及びハ、といふ語もあるので、萬葉假名では父には知々(葉萬)など用ひ、母には婆々(命宣)波々(葉萬)など使つてある。しかもハ、はオヤより後に出來た語といふわけがなく、ごく古い時代からハ、も有つたらうと思はれる。蓋しオヤとハ、とは概念や用法が違ふ。(一)子が生母と相對的に言ふ時はオヤと言ふ。(二)第三者として他人から或子の生母について言ふ時、並びに子供がその生母について言ふ時でも、生母の事を他人に告げる時や、死んだ生母を追想する時などはすべてハ、といふ。もとより嚴密に言へば右の區別通りになつてゐないで、亂れてゐる事もあるが、大體上、第二人稱と第三人稱との別がある。

祖の字が母を意味しても父を意味しない事は祖母と祖父との使用別によつても明瞭である。古典に祖父とあれば、漢字の意味のまゝに使用してあるのであるが、祖母は祖も母も生みの女親を意味する語の複合にすぎないから、祖母は祖父と對にならず、父母の母を意味することなくして、たゞ母親を意味した。續日本紀天平元年の

宣命に「現神大八洲國所知倭根子天皇我王祖母天皇乃始」とあるのは正しく右の例である。故に祖母はミオヤ(御祖)と讀むのである。祖母とのみ書いて母を意味した例は、他に殆ど見ないが、天皇の御母即ち國母を皇祖母(1)、皇祖母命、皇祖母尊などと書く例は日本書紀や續日本紀に多く見えてゐる。例へば書紀卷二十四、皇極天皇二年の條に「吉備島、皇祖母命薨。」とあるのは天皇の御母を指したので、同卷の始に「母曰吉備姫王」とあるのに當つてゐる。また同書卷二十七、天智天皇紀の始にも次のやうな例がある。

天命開別天皇(天智)……母曰天豐財重日足姫天皇(皇極)。天豐財重日足姫天皇四年、讓位天萬豐日天皇(德孝)。立天皇(天智)爲皇太子。天萬豐日天皇後五年十月崩。明年皇祖母尊即天皇位。

恐らく母親の意味に祖母といふ漢字を使ったのは、祖だけでは祖先全體の意と紛れやすく、母だけではオヤの意味が十分に響かないから、祖母の二字を合して生母の意味に使つたのであらう。但しかゝる用法は漢語の祖母(祖父と對)と紛れやすいからであらう、書紀と續記との中でも、系圖の明瞭な皇室に關する記事のみに使はれ、特に大抵は固有名詞と結びつけて使つてある。古事記や萬葉集にはかゝる用例はない。

祖父はオホヂ又はオヂと讀む例がある。従つて祖父に對する祖母はオホバ又はオバと讀む(2)。祖父の例は續紀卷十七天平勝寶元年の宣命や同三十一卷寶龜元年の宣命にその例がある。祖母には次の歌のやうな例がある。

祖母山霞 柳引左夜深而吾舟將泊等萬里不知母(萬葉集卷九)

此の歌はもと「母山」となつてゐたが、卷七に

大葉山霞 蒙狹夜深而吾船將泊停不知文

とあるのと、全く同歌と考へられるから、本居宣長が母山を祖母山と改めたのである。

また古語には前章で述べた如く母をオモ於母(葉萬)と言つた例がある。書紀卷三神武天皇紀に「初孔舍衛之戰。有人隱於大樹而得免難。仍指其樹曰。恩如母。時人因號其地曰母木邑。今(一作)云飲悶廻奇訛也(一本無訛也三字)」。とあるのは最も顯明な例である。萬葉の東歌にはアモ阿母とある。萬葉にあるオモ・アモを數へ上げると、

阿母四 於母一 意毛一 意母一

その外、萬葉集では母父といふ語をオモチ、と訓する例であり、妣刀自(卷六)も阿母刀自(卷二十)の例によつてオモトジと讀むとすればオモといふ語は少くない(る)。なほ書記

卷十五仁賢天皇紀に「有女人居于難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄、弱草吾夫、何怜矣。」とあり、その割註に「言於母亦兄於吾亦兄、此云於慕尼慕是阿例尼慕是。云々」とある。この註は集解の説く如く恐らく私記の摺入であらうが、それにしても平安時代に母がオモと讀まれた一證となる。オモといふ語は平安時代には既に死語であつたらうが、曾禰好忠集の夏の部の長歌に「おもとの乳房の報ひ」と用ひられてゐる點より見て、右の註は私記の摺入であつたとしても、平安時代の學者がオモといふ語を知つてゐたに違ひない。

乳母の古言はオモであつた。和名抄に「乳母和名米乃止。辨色立成云、嬬母。今按卽乳母也。和名知於毛」とある。たゞオモとも言つた(4)。その例は萬葉集卷十二に「綠兒の爲こそ乳母は求むとへ、乳飲めや君が於毛求むらん。」

悔くも老いにけるかも我が背子が求むる乳母に行かましものを。

の乳母は同じ歌の中の於毛とあるによつてオモと訓すべきである。オモは恐らくイモと同じ語源を持つてゐるものであらうと考へられることは前章に述べておいた。オモとは子を養育する婦人を總稱する名稱であつたと解され、親母をオモといふのも、子を養育する點を強調したものと信じられてゐる。古事記傳第二十四にそ

の事を詳しく述べてゐる。これには大抵の學者は賛同してゐるやうである。しかし意毛知々と熟する時、或は妣刀自などの語が用ひられた萬葉集の歌を見ると、例へば卷六にある石上乙麻呂の作つた長歌の中にある

父公ちちのみに 吾われは眞名子まなこぞ 妣刀自ははのたみに あれは愛兒まなごぞ 參昇まみのぼり云々

などでは直接には養育に關する意味がなく、唯親愛關係を述べてゐる。この歌は或はハ、トジとも讀みうるが、卷二十の「阿母刀自も玉にもがもや」の歌でも矢張り親愛關係のみを陳べて、養育の恩愛には觸れてゐない。オモチ、の多くの用例、母の意のオモの多くの用例も、たゞ母子の親愛を述べた際に用ひてある點から見て、オモに元來は養育者といふ意味は無かつたと思ふ。オモとイモと同語源たるの説が承認されるなら、オモが只親しい關係を表したと尙更認めて良からうと思ふ。後にはハ、が主として行はれることゝなつて、オモの用例は極限され、養育者のみを意味したものであらう。その中いつしか死語となつた。今日病人の飲むオモ湯のオモはその名殘でも有らうか。

本居宣長が古事記に訓じた時、母の字にオモと訓じた場所は上卷に唯一箇所しかない。それは明かに養育に關した所であつた。それは宣長がオモを狭く解したか

らである。元來、古事記の編者はもつと他の場所でも母の字をオモと讀ませるつもりであつたかも知れない。

今、萬葉集に用ひられたハ、及びオモチ、アモシといふ語とチ、といふ語との數を調べて見ると、

チ、(及びシシ) 一一

ハ、(及びオモ、アモ) 五九

チ、ハ、(及びオモチ、アモシシ) 二七

親母を示す語が著しく多い。古事記について見ると、次のやうである。

チ、 二二

ハ、(及びオモ) 一一

チ、ハ、 二

萬葉集にあるオヤなる語は、祖先の意のオヤを除くと、七つある。これは母親だけか、父母ともに指してゐるか、はつきりしないものが多い。確に母のみを指してゐるのが一つ二つはあるが、他は判然しない。古事記では出てくる人々の父祖の關係が通

例明瞭であるから、祖先の意の祖と、母の意の祖との別が明かであるし、父母共に指したオヤといふ語は明瞭に無いと言ひうる。母の意の祖が十二あるのでこれを右の表に加へると、僅かの差があるが母を示す語の方が多くなる。一體古事記は皇室の御系圖を中心として、皇室の御繁榮を書いたものであるが、その中の親子關係は勿論男系に記されてゐるに拘らず、一つでも母を示す語の方が多いといふ事は母に關する記事が多く、従つて當時の古代人は父よりも母に關して多くの注意を引いたのではなからうか。萬葉集ではチ、とハ、に大差がある。これも右に述べたやうなわけで起つた大差と思はれる。

萬葉集に父と母とを並べて歌ふ時に、先づ父を歌つて後に、次に母を歌つた歌は次の如く四首ほどある。

卷五 國に在らば 父取り見まし 家にあらば 母取り見まし(山上憶良)

卷六 前出(石上乙麻呂)

卷九 己が父に 似ては鳴かず 己が母に似ては 鳴かず(作者不明)

卷十九 ちゝの實の 父の命 柞葉の 母の命(山上憶良)

これに對し、母を先に詠じ、後に父を詠じた歌が五首ほどある。

卷十三 己が母を 捕らくを知らに 己が父を 捕らくを知らに(作者不明)

同卷 うべなく 母は知らせず うべなく 父は知らせず(作者不明)

同卷 奥床に 母は寝たり 外つ床に 父は寝たり 起き立たば 母知りぬ

べし 出で行かば 父知りぬべし(作者不明)

卷十六 母に奉りつや 愛づ子のまけ 父に奉りつや 愛づ子のまけ(作者不明、

但し能登園風)

卷二十 柞葉の 母の命は 云々 ちゝの實の 父の命は 云々(大伴家持)

後世の思想では、必ず父を先に言つて、後に母に及ぶのが常例であるのに、よし一首の差としても、母より父に及ぼした歌が多いことは注目すべきことであらう。かつ父を先に詠じ、後に母に及ぼした歌の作者は山上憶良といひ、石上乙麻呂といひ、共に立派な漢文研究家で、その作つた漢詩文は萬葉集や懷風藻に數篇残つてゐるぐらゐで、確に當時では新思想家であつた。母を先に歌つた大伴家持も漢詩を作り、漢文も作つてゐて、漢學の素養も淺くはなかつたが、強ひて前二人と比較すれば、保守的傾向のあつたことはその和歌から想像できる。卷十三は賀茂真淵等が萬葉の原形と考へた數卷の一であるし、卷十六も萬葉集中で比較的舊いものであることは本居宣長

の指摘した如く、その萬葉假名の用法から知りうることであり、殊に右掲出のものは能登國風であるから、田舎の歌であるだけ、それだけ舊様を帯びてゐると考へても大した害はなからう。右のやうな觀察が承認されるならば、前段の所説と照合して見て、古代日本人は母には父よりも、ずつと親んでゐたと結論しうると思ふのである。

萬葉集卷三に「天平元年己巳攝津國班田史生（まろかへ）丈部龍麻呂自經死之時、判官大伴宿禰三中作歌」の中に

天雲の 向伏す國の 武士と 言はえし人は 皇祖（すめらみ）の 神の御門に 外（そと）のへ
に 立ちさもらひ 内のへに 仕へまつり 玉葛 いや遠長く 祖の名も
繼行くものと 母父（おちち）に 妻に子供に 語らひて 立ちにし日より 垂乳根の
母の命（おとこ）は 齋瓮（いはい）を 前に据置きて 一手には 木綿取持ち 一手には 和細
布（ふ）まつり 平けく ま幸（さき）くませと 天地の 神に請ひのみ云々

といふ歌句の中に、父母共に健在らしいのに子の平安を祈つたのは、特に垂乳根の母のみのやうに歌つてゐる。これはその當時にかゝる場合、子の平安を祈るのは父でなくして、母のみの仕事となつてゐたものであらうか。それとも父母ともに祈つても、特に母のみを歌つたのであらうか。いづれにしても、母が子と特に親密であつた

事だけは断定しても良いやうである。さうして、それは龍麻呂や三中等の家庭のみの事ではなく、恐らくその當時一般の風俗であつたらうと思はれる。この點を古義の著者は「さてかゝるところに母をいひて父をいはざるは古人の實なり」(父をたふとみて母をいやしむは、漢國聖人といふものゝさかしらなり、皇國の古へは母父ともに同じつらにたふとめるが中に、母はことに親しきものなれば、母をことにいへるは實のことろなり。』と述べてゐる。「母父ともに同じ列に尊ぶ」といふ點は直ちに賛同しかねるが、母に殊に親しんだと云ふのは正しい觀察である。

然らば何故にかく我が古代人は父よりも多く母に親しんだものであらうか。それは古代人が普通は夫妻別居し、母子同居し(従つて父子別居した爲であらうと思ふ。我が古代で夫婦が別居したことは誰も知つてゐる事實で、平安時代までは、次第に衰へながらも、尙この風俗は續いてゐたやうである。源氏物語で、光源氏はその正妻葵の上と遂に同居しなかつた。この場合夫が妻の居る家に通つたもので、この通ふことを「住む」とも言つた。平安時代にも、この意味の「住む」といふ語が用ひられたことは、伊勢物語や古今集や枕草子や今昔物語、更に下つて新古今集にも用例がある。萬葉

集卷四に「柿本朝臣人麻呂妻歌」として

君が家に吾が墨坂の家路をも吾れは忘れじ命死なずは

といふ歌が載つてゐる。これによると女から男の家へ通ふこともあつたらしく思はれる。尤もこゝは「君が家に吾が住ままでは墨坂を言ひ出す爲の序であるから」吾が住むは事實でないとも言へようが、しかし下句に「家路を吾れは忘れじ」とあるから、やはり女が人麻呂の家へ通つたものであらう。しかし外に「女が住む」ことの文獻はまづ無いやうである。

また古代は婚姻する時に先づ夫妻こもる爲の家を建てたやうであつて、伊弉諾尊・伊弉冉尊が八尋殿を見立てられた傳説もその一證である。出雲風土記の神門郡八野郷の條に

須佐能袁命御子、八野若日女命坐之。爾時所造天下大神、大穴持命、將娶給爲而令造屋給。故云八野。

とある。かゝる高貴の人々のみでなく、もつと身分の低い者でも妻屋を作つたであらうと思はれるのは、萬葉卷三「過勝鹿真間娘子墓時、山部宿禰赤人作歌」の中に「古へに有りけん人の倭文機（つむぎ）の帯ときかへて伏屋立て妻間しけん勝鹿の真間の手兒名が云

々^々とあるのでも知れる。古義には、今も土佐の國にも少し城府を離りたる里の風俗にはいと賤者とても妻迎せむとては二人宿^{いね}らるゝばかりの甚ちひさき屋を造りかまへて、さて妻を迎て、其の屋に率寢るなり、これ上古の風習の邊鄙に遺れるなるべし。』と附記してゐる。さうして妻屋をつくるのは本妻に限らず、後世より見て妾と見るべき軽い女に對しても作つた事が少くなかつたらしく、萬葉卷二十には大伴家持が越中守在任中、妻は奈良に居つたらしいのに、越中に妻屋を持つてゐるやうに、詠白大鷹歌の中で歌つてゐる妻大伴坂上大嬢が奈良に居つたことは、妻屋の歌を詠じた翌日に歌つた潜鷗歌の中に見えてゐる。たゞしこの歌の妻屋は家持の屋敷の中の一室で、今日の寢室ぐらゐの意味らしいから、特に新築したものではなからう。

この妻屋で夫婦が居住したこともあらうが、妻だけ居住させて、夫が他から通ひ住んだことが多かつた。前記の如く平安時代でさへ、しかも正妻を、我が家に迎へなかつた例がある位だから、妻屋を新しく建てゝ妻をそこに置いたのではないけれども、古い時代には多かつたことゝ思はれる。大國主神(天穴持命)が、その嫡后と古事記に記されてゐる須勢理毘賣と別居して居られたことは、出雲風土記神門郡の條に

滑狹^{なめ}郷^さ郡家南西八里。須佐能袁御子、和加須世理比賣命坐之。爾時所造天下大神命、

娶而通坐時、云々

とある。同じ命が高志國の沼河比賣の許に通はれた話や、大物主神と勢夜陀多良比賣との話（古事記中卷）や三輪の傳説（同書）も同じ風習を示してゐる。神武天皇の皇后伊須氣余理比賣命も後には入内されたが、最初は天皇が皇后の許へ幸されたのである。

子供が母に養育される爲には、どうしても母子同居すべきものであるから、夫妻別居してをれば母子は親密になり、父子は母子に比して疎になりやすいのは止むをえないことである。古事記垂仁天皇の條に「凡子名、必母名」とあるのは父子よりも母子の關係の深い一證であらう。古代、子が親の名をつぐ時は母の名を繼ぐのが普通である。例へば孝靈天皇が春日之千々速眞若比賣命を妃としてお生れになつた皇女を千々速比賣命といひ、垂仁天皇が阿邪美能伊理毘賣命を妃としてお生れになつた皇女を阿邪美都毘賣命といひ、繼體天皇が茨田連氏の女を召してお生れになつた皇女を茨田大娘女用命天皇が當麻藏首氏の女を召してお生れになつた皇子を當麻王といふ。後世に多く見る如き、子が父の名を襲ふことは上古にも有るが、母の名を襲ふのに比して遙かに少い。例へば息長帶比賣命（神功皇后）が御父息長宿禰王の御名を

繼いで居られるが、息長は近江坂田郡の地名で、父王はこの地に居られてこの名を持たれたらしいから、神功皇后は御幼時には父子同居して居られたと見るべきである。鏡王は同じく近江野洲郡鏡の里に住居されたから、この名を持たれた。その御娘二人の中、御姉を鏡王といひ、次を額田王といふ。すべて地名を以て名づける時には父子兄弟同名なのが多いやうである。

尙、兄弟關係について同父同母の場合には昔も今も同じく同胞には違ひないが、異父同母の兄弟と同父異母の兄弟とについて昔と後世と考が逆になる。後世では父を主として考へるから、異父同母の兄弟よりも同父異母の兄弟の方を血縁が深いやうに考へる。「腹は借物」といふ俗諺はこれを意味してゐる。しかし上古は母を主と考へたから異母同父の兄弟よりも同母異父の兄弟の方が血縁が深いと考へたらしい。故に同母異父の兄弟姉妹が結婚した例は残つてないやうであるが、異母同父の兄弟姉妹は結婚した。古代の日本人は近親結婚を好んだためか、異母兄弟の結婚の例は頗る多い(5)。例へば景行天皇の皇子大江王は異母妹銀王を妃とせられ、仁徳天皇は異母妹八田皇女を妃とせられ、履仲天皇も異母妹草香幡梭皇女を皇后とせられ、敏達天皇は異母妹豊御食炊屋比賣命を皇后とし、異母妹田村王及び玄王を妃とせら

れた。前に引いた「おもにも兄せ、あれにも兄せといふのは、飽田女といふ女の嘆じた語であるが、この女の父山寸きは哭女なくめを妻として飽田女を生んだが、哭女の死後哭女の母鯉ふ魚女を妻として麤寸らつきを生んだ。麤寸と飽田女が夫妻となつたので「おもにも兄、あれにも兄」と言つたのである。これも同父異母の兄弟の婚姻の一例である。

異母の兄弟は古へはすべて庶兄庶弟、庶姉、庶妹と記し、マ、アニ、マ、セ、マ、オト、マ、イモなど訓じてゐる。本居宣長は古事記に於て庶兄弟はアニオトと訓じ、同母の兄弟に限つてハラガラと訓じてゐる。ハラガラの假名は宣命には波良何良とある。しかし古事記傳にはハラガラの語源に關する説明もなく、又ハラガラを同母兄弟と斷定する根據をもあげてゐない。萬葉集卷三に「天平七年乙亥大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌」の中の「親族兄弟」はウガラハラガラと訓じならはしてゐるが、多くの註釋にもよい考説は無いらしい。ウガラについては日本紀神代卷に宇我邏といふ假名を族の字にあてゝゐる。ガラはトモガラヤガラと同じガラで、族の意、ハラは同腹の意と思はれるが、それ以上は何とも言へない。平安時代では兄弟の概念は既に變じて異母同父の兄弟をハラカラと言つた。源氏物語野分に

げにはらからと言ふとも、少し立ちのきて(別居)異腹ぞかしなご思はんは、なごか

心あやまちもせざらん。

とあるのは、異母兄弟をハラカラと言つた例である。平安時代と奈良時代とは家族關係についての觀念が大いに違つてゐるから、源氏物語で、本居宣長の考説を破るわけには行かないが、宣長の説も、直ちに賛成しうるだけの深い根據がないやうである。橘守部の雅言考には「腹共はらどもにてもと同胞の兄弟の事なれども、たゞの兄弟もいふ事となれり。」とあるのは前記のやうに「同腹の一族」といふ意味に解してゐるのである。

同位の名辭を二つ並稱する時、先にいふ語の方が一般に重んぜられるとすれば、例へば君・臣・父・母・夫・婦・兄・弟に於て君・父・夫・兄の方が尊く、臣・母・婦・弟の方が卑しいやうに、我が國語でも、同じやうに考へうるとすれば、チ、ハ、メヲト、アニオト、イモセに於ても同じく先に言ふ語の方が重いと見るも差支がなからう。萬葉集に於て母・父と記し、意毛おも知々ちと訓じてあるのはチ、よりオモの方を重んじ、又は親しんだ爲で無からうか。しかし漢土の思想が盛に傳はるにつれて、父母と記し知々波々と訓ずる事が多くなり、萬葉集でもオモチ、の古語は六だけ用ひられてゐるのに對し、チ、ハ、は二一ほご用ひられてゐる。日本紀や古事記等漢學者の手になつたものには全く母・父

といふ語がないのである。「父是天也」と日本紀卷八に記されてゐるやうに奈良時代ごろより、父を母よりも尊むやうになつたらしい。平安時代の始、神樂歌や催馬樂に於て父と母とを並べ歌ふ時は常に父を先とし、母を後にしてゐる。

古代は父をオヤと考へてゐなかつたが、奈良時代から父母共にオヤと稱するやうになつた。その時よりオヤに親の字を用ひ、ハ、をも意味した祖は唯祖先のみに用ひるやうになつたのである。萬葉集にオヤといふ語が八ある。その用字は次のやうである。

親一(三卷) 祖一(七卷) 於也一 於夜三 父母一(五卷) 意夜一

この祖と親との用字別は各々一つづつである。であるから、證明の材料には十分役立つたないが、大體次のやうに區別が出来来る。親の字を使つたのは卷三

鳴鳩なきとある磯いそわに生ふる神馬なま藻のりの名は告つらしてよ親者はしろ知友ちとも

であるが、原本に「或本歌曰」として

みさごゐる荒磯あらしそに生ふる神馬藻なまのりのよし名は告つらせ父母者おや知友ちとも

とあり、卷十二に同じ歌が別出されて

みさごゐる荒磯あらしそに生ふる神馬藻なまのりのよし名は告つらせ父母者おや知靱ちとも

とあるから「親」の字は「兩親」を指してゐると見てよからう。

然るに祖の字を使つたのは卷十一で

人祖ひとのそと 未通女なごめ兒居こゝろ 守る山邊から朝なく通ひし君が來ねば悲しも

とある。これの類歌は萬葉にないが、この歌の初は續紀卷四、元明天皇慶雲四年の宣命に

人祖ひとのそと乃意能のゝおの賀が弱兒わくこ手養てやしなひ治事ちこと云々

とあるとの同趣意である。後者は幼兒を養育することであり、前者は少女をオヤの膝上か、或は膝の前に据ゑて大切に守るといふことであるが、少女をやゝ長じた娘と見れば、それを大切に守るといふ點に後者とはやゝ違つて特殊な意味がふくまれてゐる。後者につき宣長の歷朝詔詞解では父母併せいふやうに解してゐるが、古代は子を養育するのはオモ即ち母親や乳母であるから、こゝの祖は母親と見る方が正しいと思ふ。前者でオヤが娘を守るといふ意を強く見ると、萬葉集で娘を監督する意味の歌は皆母にかけて歌はれてあり、父が監督してゐる歌は萬葉に一つもないのであるし、もし又もつと幼い少女を養育する意に解すれば、前者の祖もやはり母のみを指してゐると見るべきである。古義が前者の祖を母と解したのには同感である。

續紀四十卷中、年代で言へばざつと百年弱の間に發せられた宣命の中に用ひられた親子關係の語を表示すると次のやうである(但し遠祖・先皇皇祖等母親の祖と紛れないものは省く)。

天皇	年號	續紀卷數	
文 武	慶雲 四(一三六七)	三	父
元 明	同	四	祖
聖 武	神龜 元(一三八四)	九	父 皇祖母
	天平 元(一三八九)	十	婆々 祖母 父
	同 十五(一四〇三)	十五	祖子乃理 祖名
	同	同	祖子乃理 祖名
	天平勝寶元(一四〇九)	十七	婆々大御祖 婆々 父(2) 祖(2)
孝 謙	天平寶字元(一四一七)	二十	祖
	同	同	父
淳 仁	同 二(一四一八)	二十一	婆々皇太后 婆々
	同 三(一四一九)	二十二	先考 親母 父母(2) 親 父 婆々

稱	德	同	六(一四二二)	二十四	御祖大皇后
光	仁	天平神護元(一四二四)	二十六	父我可多母我可多	親
		寶龜 三(一四三二)	三十二	母	
		天應 元(一四四一)	三十六	親	
		同	同	親母 於夜	

右の中、天平十五年の祖子は二つとも前後の意味より判じて先祖と子孫との関係である。それは次の祖名が明かに先祖を指してゐる點よりして疑がない。祖子乃理とは孝行のことである。先祖を尊び、祀ることを漢字で示して孝と言つた例は書紀卷三神武天皇が鳥見山で皇祖天神を祀られた事を「大孝を申へ給ふ」と記してある。天平寶字二年までは母をわざと婆々と書いてあるのは母と書いてオモなどと訓し誤るのを避けたのであらう。それだけまだ古意を存してゐる。

その翌年の宣命に始めて親といふ字を用ひられた。親母といふ字も用ひられ出した。親の字は天平神護元年のには親族の意味に使つて「王^多知藤原朝臣等^止方^は朕^{わが}親^{おや}仁^に在^あ我^が故^こ仁^にと記してあるが、天平寶字三年の親は「凡人子乃去^さ禍^{わざはひ}蒙^か福^{ふく}靡^ま久^く欲^{ほり}爲^{なり}流^る事^{こと}波^な爲^{なり}親^{おや}」とあるから親は、親族の意味ではない。前後の意味より見て父母併せ意味

したと思はれる。オヤに古くから慣用した祖を使はず、親を使ふやうになつたのは、古昔は祖で母のみを意味したのに、いつしか、父母を併せ稱するやうになつた爲であらう。宣命の上では前章で述べた如く淳仁天皇天平寶字三年の宣命から従前に比して漢語や漢文格が多くなり、従來なかつた兄弟姉妹といふ語も使はれてゐるのであるが、親といふ字もこの時から始めて用ひられてゐる。思想の變遷ははつきり何年と區切るわけには行かないが、大體に孝謙・淳仁・稱徳三朝前後に親子關係に關する思想が變轉したのではなからうか。萬葉には一つしか親の字はないが、親の字の使はれてゐる卷三は、編輯上始に置かれてゐるが萬葉中ではずつと後に出來たもので、大伴家持が天平十八年越中へ赴任する以前程達からぬ頃に手を入れたものかと考へられる(6)。これに比して祖の字を使つた卷十一は古いもので、殊に右に引いた歌はもと柿本人麻呂集にあつたものであるから、卷三に比しては恐らく數十年も古いものである。平安時代となれば同じオヤでも祖先のオヤと父母のオヤとは明かに漢字が使ひわけられて決して紛らほしい事はなかつた。文德實錄卷二嘉祥三年の宣命に「尊祖比敦親留須事述」とあるのはその一例である。かく父母を併せてオヤと言ふのは勿論支那思想の影響である。支那では父母の中で父を尊ぶ。この影響が我

が國俗にも行渡つて來た。日本紀卷八にある「父是天也」は多分支那の典籍から引用した語句であらうが、父を天とし、母を地に比して、父母に尊卑を分つ思想の行渡る最初のものであらうと思ふ。(大正十四年十月)

註(一) 皇祖母を宣長はオホミオヤと讀んだ(歷朝詔詞解)。

(二) 和名鈔には祖父に於保知と訓じ祖母に於波と訓じてある。

(三) 萬葉集には、まだ生存してゐる母に妣の字を使つてあることがある。それは恐らく母の字が普通モの假名に使はれるから母と書いてモと讀み誤られるのを避けたのであらう。また妣刀自(母刀自)はハ、トツと讀んでもよいので、萬葉集二十に波々刀自といふ語もある。

(四) 萬葉集卷二十に「左大臣橘卿宴于山田御母之宅」歌の御母とは、續紀卷二十、天平勝寶元年七月の條に「山田史日女島授從五位下、天皇之乳母也」とあるから、御母は乳母のことで、ミオモと讀むべきである。

(五) 我が古代人が近親結婚を好んだといふ説は黒板博士の「國體新論」による。血統上、母を主とした時代が先史時代にも我が國にあつたか、無かつたかといふ事は難問であるが、第五章で少しふれて見るつもりである。

(六) 卷三が大伴家持の越中守として赴任前に蒐録されたといふ説は、久松文學士の「萬葉集の新研究」によつた。